

[事案 29-330] 入院給付金支払請求

・平成 31 年 3 月 11 日 裁定打切り

<事案の概要>

約款に定める「入院」に該当しないとして給付金の支払いを拒否されたことを不服として、入院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

坐骨神経痛等を原因として入院したので、平成 22 年 12 月に契約した医療保険に基づき、給付金を請求したところ、不支払いとなった。しかし、以下の理由から、入院給付金を支払ってほしい。

- (1)入院当初は歩けず、車椅子が不可欠であり、症状緩和後に歩行器等の補助器具を使用した。
- (2)入院治療が必要との医師の判断を受け、また、体が思うように動かせず自宅では検査や治療を終えることができないため、医師の要請と指導に従って入院治療を受けた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)入院時の申立人の身体状況は、基本的には歩行補助用具なしで歩行することに差し支えなく、外来通院が著しく困難となるような状況でも常に医師の管理下において治療に専念しなければならないほどの状態でもない。
- (2)入院中における治療は、投薬が中心であり、そのほかに半導体レーザーが実施されていたが、いずれも外来通院で十分実施可能である。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、入院時の状況を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、以下の理由により、裁定手続を打ち切ることとした。

- (1)約款において、入院給付金の支払対象となる「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り常に医師の管理下において治療に専念することと定義されている。
- (2)当審査会は、入院の必要性についての判断の前提となる申立人の入院時以降の状況について、当事者を通して担当医に質問調査をしたところ、医療記録の記載内容や申立人の主張と食い違いがあった。
- (3)したがって、本入院が約款に定める「入院」に該当するかを判断するためには、担当医や関係者等から事情を聴取し、本入院時および入院中の申立人の状態を正確に把握する必要がある。
- (4)また、保険会社からは、申立人は、坐骨神経痛等の治療のため、本入院の直前に日本国内の医療機関に入院し、症状が大きく改善したとして退院し、海外渡航できるほどに回復していたにもかかわらず、退院からわずか 5 日後には、外国で本入院に至っており、その事実経過は不自然・不合理であるとの主張も出ている。この点について、申立人は、日本で 70~80%程度治癒したため退院し、療養のために帰国したところ、飛行機等での移動のた

めか、帰国後、坐骨神経痛の突然の悪化により歩行できなくなったために、病院へ行ったと主張しているので、この点についての事実関係の確認および医学的な判断も必要となる。

(5) 上記の点から、本件は慎重に事実関係を確認すべきであると考えられ、裁判所における訴訟手続によることが適当である。